

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定によつて、意見書が提出された。

平成二十年二月二十五日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ホームプラザナフコ 庄原店

2 所在地

庄原市板橋町字梶屋沖二七八一一外

二 提出された意見の概要

1 店舗出入口に面する市道原手九丁線の幅員が狭すぎるため、車両が右折入店する際危険である。

2 左折入店車両も増える可能性があるため、駐車場出入口において相当な混雑が予想され、事故等の危険性が高まる。

3 市道原手九丁線から西進して国道一八三号線と交わる交差点は、ほぼ五叉路になつてゐるため、この交差点からの進入、退出は危険であり不可能に近いが、来客の中にはそのことについて知らずに利用する者も多いと思われるため対策が必要である。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二一号）

庄原市地域振興部商工観光課（庄原市中本町二丁目五番六号）

2 縦覧期間

平成二十年二月二十五日から平成二十年三月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十二年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで